

◎教育・保育提供区域の設定

市は、地理的条件をはじめ、国の基本指針に示された条件を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定します。そして、区域毎に各年度の特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について需要量の見込み（必要利用定員総数）を把握し、確保の内容と実施時期を定めます。

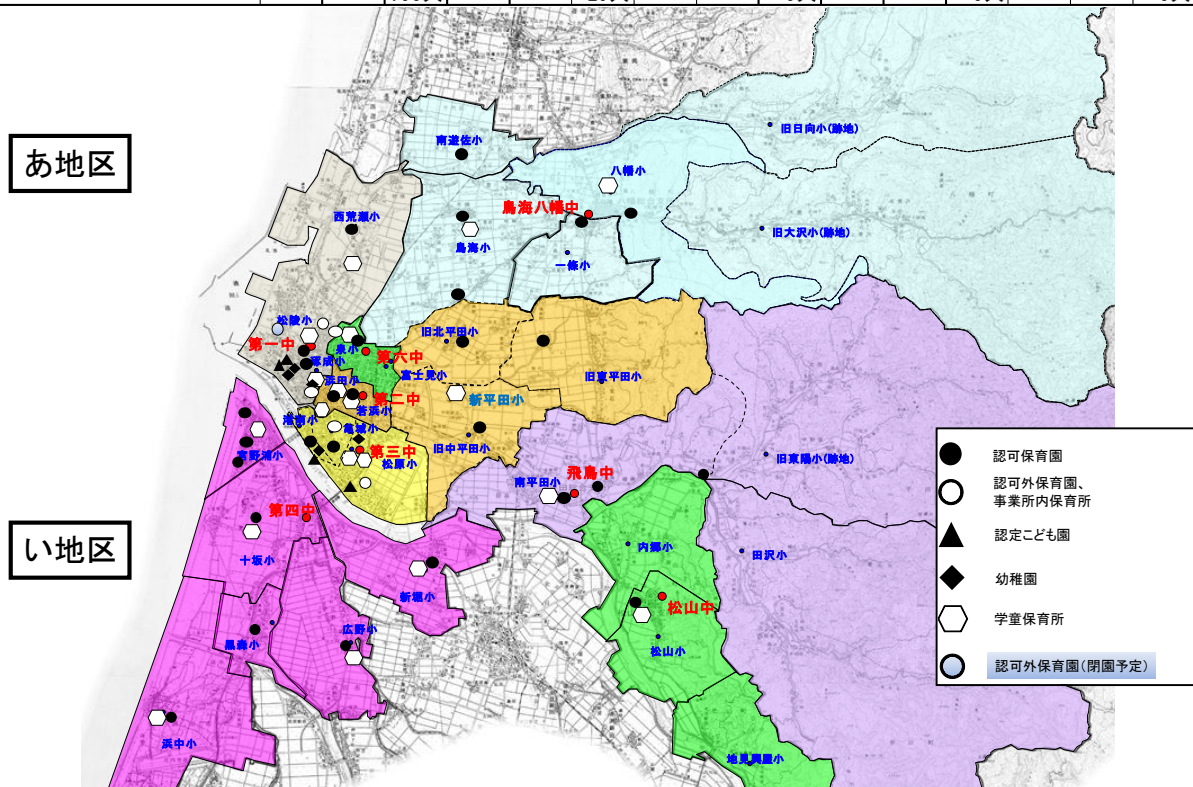
今後、小学校区を最小単位として組み合わせを検討し、酒田市の実情に合った区域を検討します。

- ※ 特定教育・保育施設：幼稚園、保育園、認定こども園等
- ※ 地域子ども・子育て支援事業：学童保育所、ファミリー・サポート・センター等
- ※ 特定教育・保育施設の提供区域と、地域子ども・子育て支援事業の提供区域、それぞれ別に設定することも可能

<提供区域の設定のイメージ図>

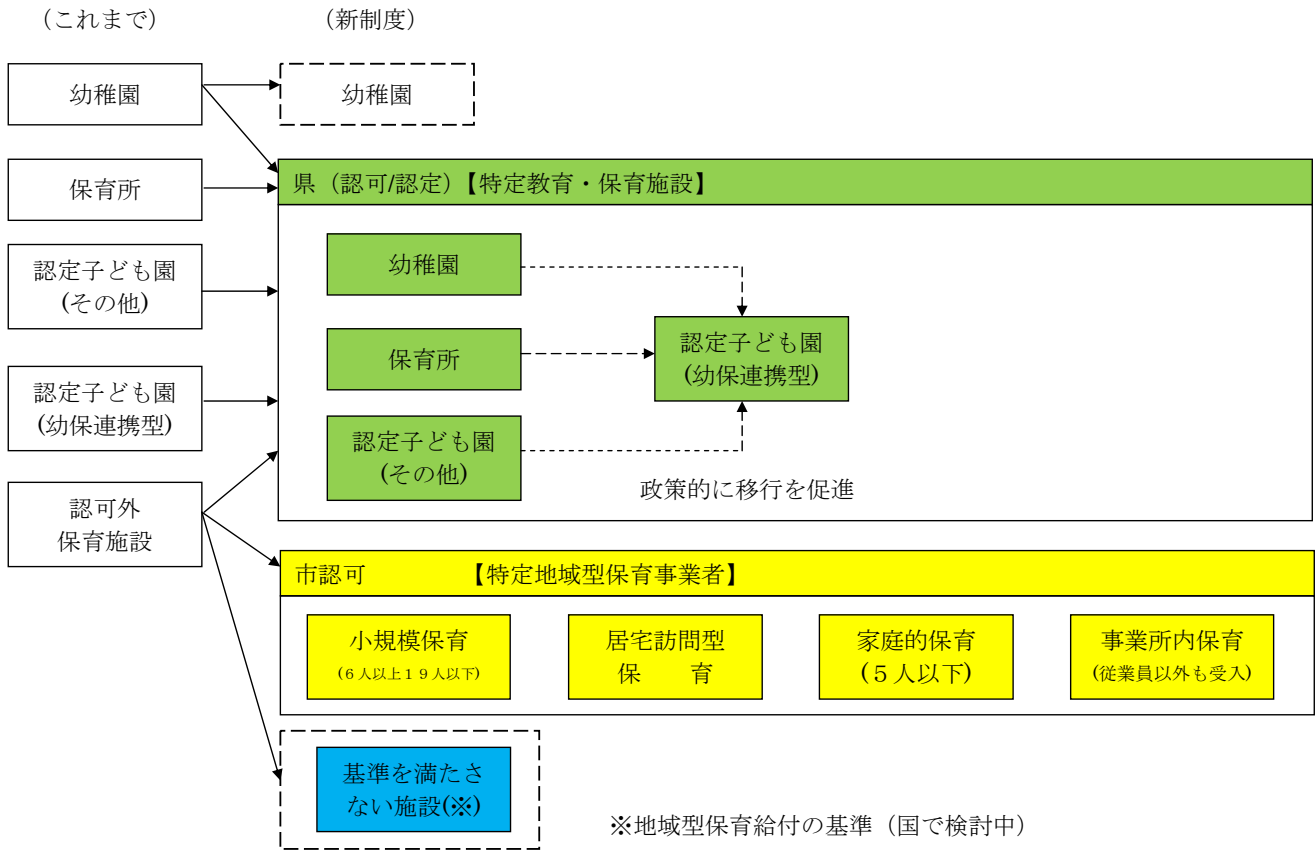
※区域の数や量の見込みの数字はイメージであり、酒田市の実情を反映したものではありません。

あ地区	1年目			2年目			3年目			4年目			5年目								
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号						
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人						
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所			300人			200人			150人			300人			200人			150人		
	地域型保育事業			80人			20人			30人			50人			50人			50人		
②-①	0	0	▲	0	0	▲	0	0	▲	0	0	▲	0	0	▲						
			100人			20人			0人			0人			0人						

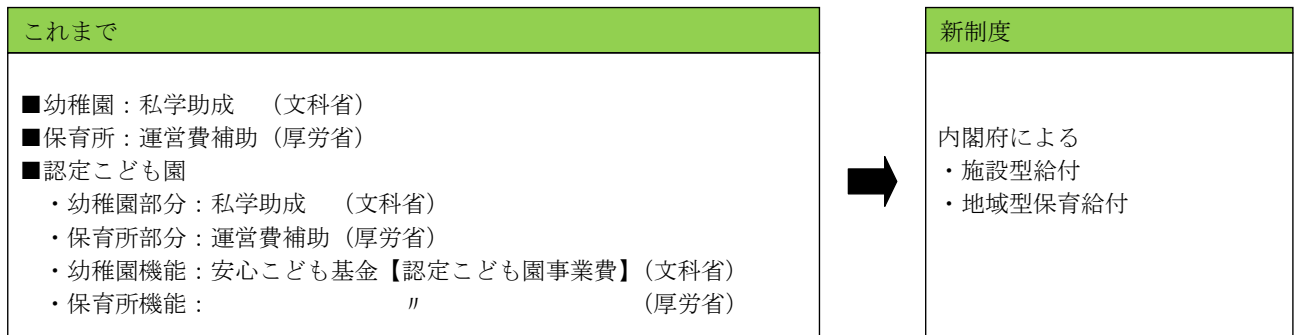


い地区	1年目			2年目			3年目			4年目			5年目								
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号						
①量の見込み(必要利用定員総数)	250人	150人	150人	250人	150人	150人	250人	150人	150人	250人	150人	150人	250人	150人	150人						
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所			250人			150人			100人			250人			150人			100人		
	地域型保育事業			100人			20人			30人			50人			50人			50人		
②-①	0	0	▲	0	0	▲	0	0	▲	0	0	▲	0	0	▲						
			30人			20人			0人			0人			0人						

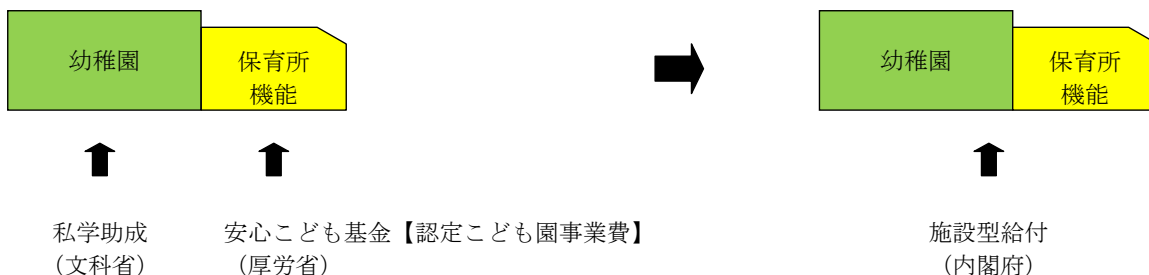
◎施設毎の移行イメージ



◎給付の一本化



【イメージ（例）幼稚園型認定子ども園】



◎酒田市計画と施設型給付

【基本的な考え方】

- 市が策定した計画におけるニーズの受け入れに協力する（応諾義務）施設について施設型給付を支弁



**応諾義務：**市が確認した定員に達するまでは、入所希望者を受け入れる。

- ※施設型給付の単価については、スケールメリット等を考慮し、施設の規模別に定めることを検討中。
- ※幼稚園の定員については、学則定員と実質定員が乖離している場合について、市が実質定員で確認することを検討中

◎施設型給付と保育料

これまで

**保育所**

- ・定員、受入児童の年齢等に応じた保育単価×児童数
- ・保護者の所得等に応じた保育料

**幼稚園**

- ・施設に対する運営費の補助（各施設への配分は県が決定）
- ・施設が定める保育料
- ・保護者の所得等に応じた就園奨励費

新制度

3 歳以上児：標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付  
3 歳未満児：保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

について保護者に対する個人給付を基礎として実施（施設が法定代理受領）

➡ 施設の規模（スケールメリットを考慮）、教育・保育時間に応じた保育単価×受入人数

保育料は、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

◎こどもの認定区分

新制度では

保育所や幼稚園等に入所しようとする場合は、市の認定が必要となる

- 1号認定 満3歳以上で保育不要 ⇒ 認定こども園 幼稚園
- 2号認定 満3歳以上で保育要 ⇒ 認定こども園 保育所
- 3号認定 満3歳未満で保育要 ⇒ 認定こども園 保育所 地域型保育

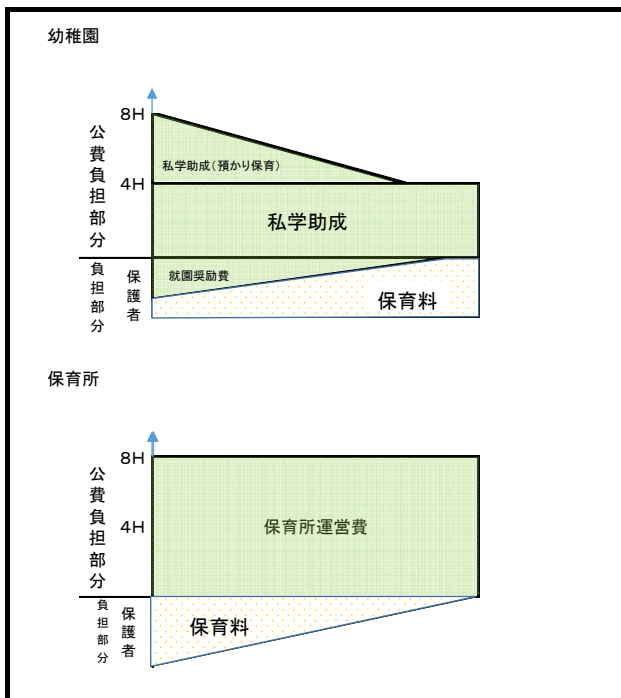
●該当しない場合は一時預かりや認可外保育所など

※幼稚園：これまで市の認定は不要だったことから、保護者にとっては新たな負担  
→保護者が幼稚園を通じて市町村に1号認定申請を行うスキームを検討。

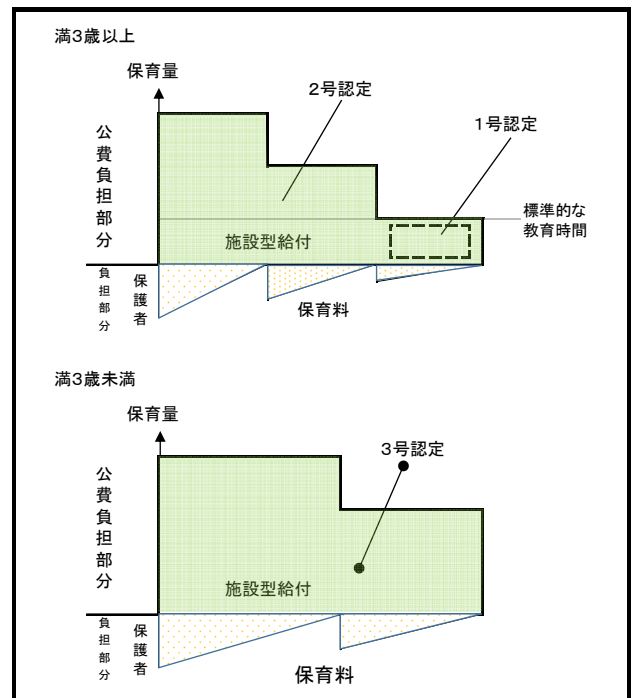
※2号認定子どもは、保育所や認定こども園での受入れとされており、幼稚園は対象から外れている。  
→預かり保育等を活用して幼稚園に入園したい2号認定子どもはどうか、国から明確な見解が示されていない。

◎公費負担と利用者負担

現行



新制度(特定教育・保育施設に移行する施設)



※特定教育・保育施設に移行しない幼稚園については、現行の私学助成等の制度が引き続き適用される。

◎施設の認可

※保育所、幼稚園、認定こども園ともに、認可権限は県。

【基本的な考え方】

- 県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は、認可・認定するものとする。
- 認定区分（3-5歳・学校教育のみ、3-5歳・保育の必要性あり、0-2歳・保育の必要性あり）ごとに、県が設定する区域における需要（量の見込み）と供給（確保の状況）により客観的に判断する。
- ▶ 供給過剰でない限り、認可基準を満たすものについては認可することとなる。

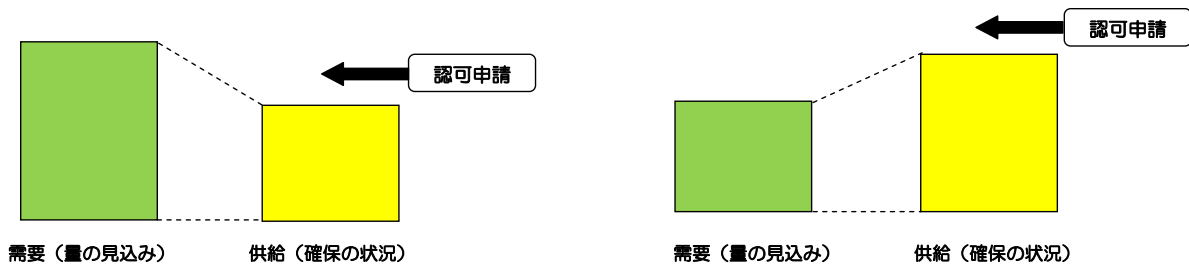
需要（量の見込み） > 供給（確保の状況＝区域内の定員数） ⇒ 適格性・認可基準を満たす申請者は原則認可  
 需要（量の見込み） < 供給（確保の状況＝区域内の定員数） ⇒ 需給調整

需要（量の見込み） > 供給（確保の状況）

需要（量の見込み） < 供給（確保の状況）

⇒ 原則許可

⇒ 需給調整



教育保育の一体的提供の推進の概要

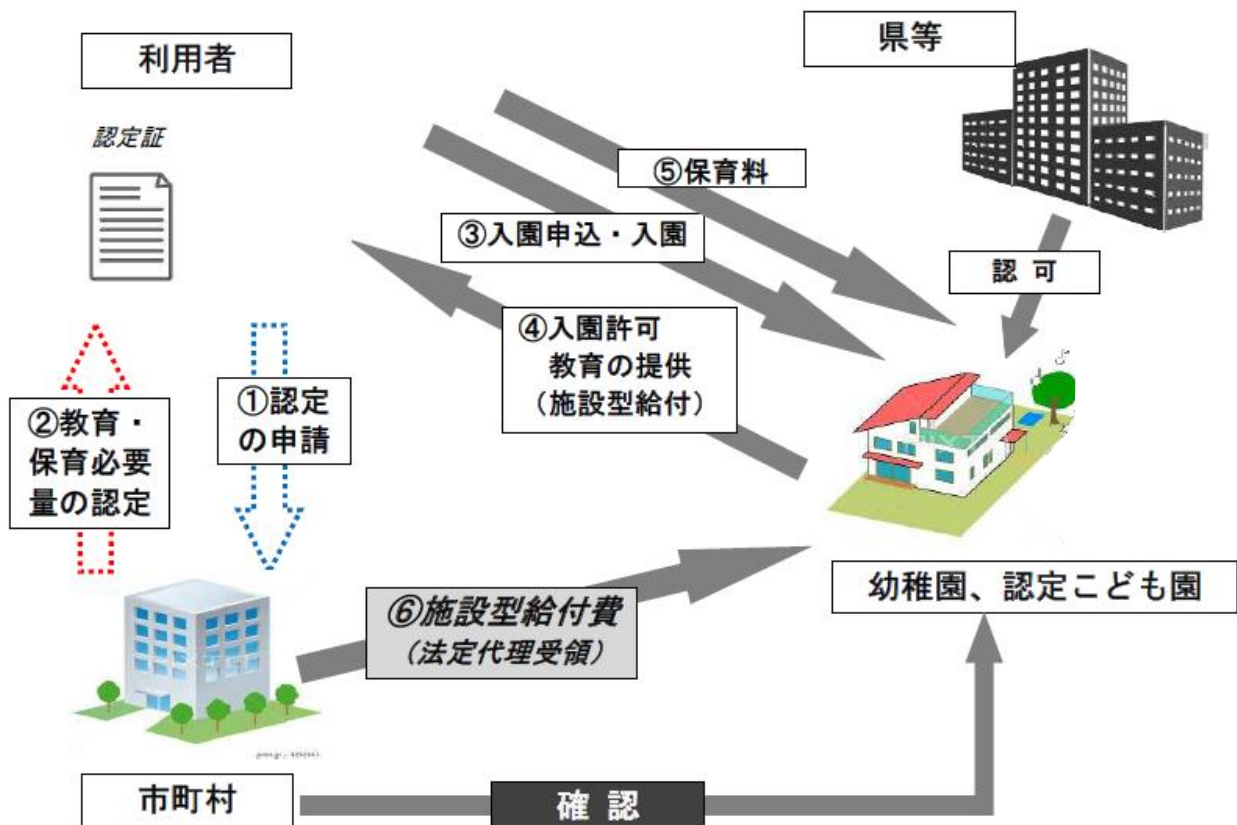
◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進にかかる体制の確保の内容

※市子ども・子育て支援事業計画必須記載事項(子ども・子育て支援法第61条第2項第3号)

【基本的な考え方】

- 子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針策定
- 国は、市計画のなかで、以下の事項について記載することを想定
  - (幼保連携型)認定こども園の設置数、設置時期その他(幼保連携型)認定こども園の普及に係る考え方  
(幼保連携型)認定こども園を普及させる背景や必要性等
  - 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
  - 幼児教育・保育と小学校(義務教育)との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進
  - 幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

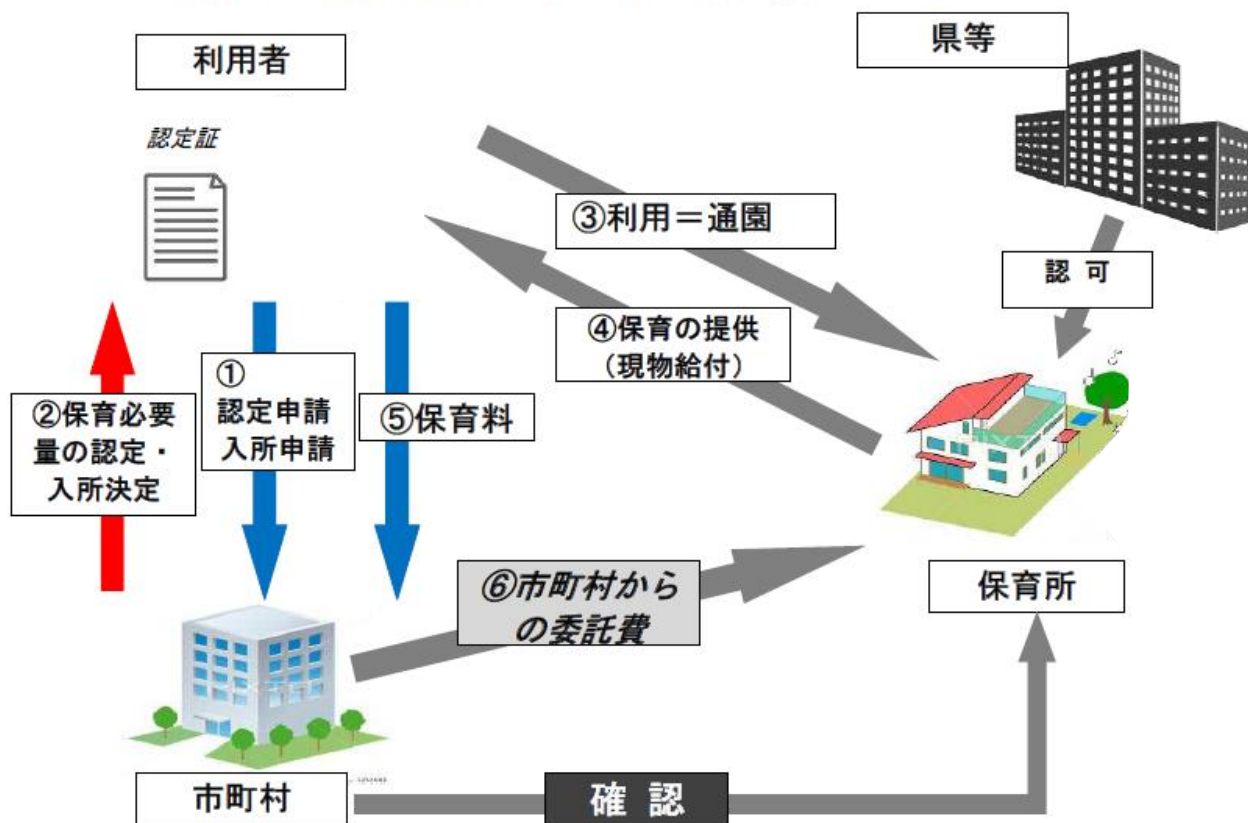
◎ 新制度における利用・公費の流れ（施設型給付幼稚園・認定こども園）



- \* 施設型給付対象施設に移行した場合、利用の流れが一部変わります。
  - 利用者は、教育・保育の必要量認定が必要となります。
  - 認定申請・認定証交付の手続きは、利用者の負担を軽減するために、幼稚園・認定こども園を通じて行える方式が検討されています。
  
- \* 施設型給付対象施設に移行した場合、公費の流れは大きく変わります。
  - 園 : 県からの私学助成 ⇒ 市町村からの施設型給付※  
(私学の自主的な運営を支援) (公費で教育・保育経費を保障)
  - ※ 園児の在住市町村から受け取ることとなります。
  - 利用者: 市町村からの就園奨励費 ⇒ 市町村が定める所得に応じた保育料※  
(事後的に所得に応じて負担を軽減) (あらかじめ負担を軽減)
  - ※ 園児の家庭の所得状況によって、保育料の額が異なることとなります。
  
- \* 公費を受けるためには、県・政令市・中核市による「認可」に加えて、所在する市町村の「確認」が必要となりますが、新制度移行時、既存園は、「確認」を受けたこととみなされる経過措置が適用されます。

## 新制度の概要について

## ◎ 新制度における利用・公費の流れ（保育所）



- \* 新制度においても、保育所の利用の基本的なしくみは変わりません。
  - 保育の実施主体は市町村で、民間保育所は子どもの保育を市町村から委託される。
  - 保育所の利用は、市町村に申し込み、市町村が入所決定を行う。
  - 利用者は所得に応じた保育料を市町村に納める。
  
- \* 新制度における変更点は、利用者の「認定」制度が導入されることです。
  - 子どもの保護者は、市町村に保育必要量の認定を申請し、認定証の交付を受けます。
  
- \* 新制度においても、保育所に対する公費の流れは変わりません。
  - 保育所は、子どもの保育を行うための経費を市から受け取る。  
(現在の保育所運営費負担金に相当する公費を委託費として受領する。)
  - ※ 委託費は④の利用者個人に対する保育の提供(＝現物給付)を行うための費用を、保育所が利用者によって受領するものです。
  - 延長保育など特別保育の補助金を市町村から受け取る。  
(延長保育など特別保育の利用料は保護者から保育所が直接受領する。)
  
- \* 保育所が公費を受けるためには、県・政令市・中核市による「認可」に加えて、施設が所在する市町村の「確認」が必要となりますが、新制度移行時、既存の保育所は、「確認」を受けたこととみなされる経過措置が適用されます。